

令和7年度指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、令和7年度指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 委託業務名 令和7年度指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等業務委託
- (2) 委託業務の内容 別添「令和7年度指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等業務委託仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおりに
- (3) 実施期間 契約日の翌日から令和8年3月31日まで
(捕獲作業を行う期間は、上記期間のうち30日間程度)

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を業務仕様書に従って実施しなければならない。当該仕様書が変更された場合も同様とする。

- 2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託費）

第3条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、金_____円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲内で支払うものとする。

（委託料の支払）

第4条 委託料は、委託業務が終了し、第7条の規定による適合の通知をした後に支払うものとする。

- 2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、概算払をすることができる。
- 3 乙は、前項の概算払を請求するときは概算払請求書を甲に提出するものとする。

（再委託の制限）

第5条 乙は、この委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（実績報告）

第6条 乙は、委託業務が終了したときは、委託の成果を記載した委託業務の報告書を委託事業終了の日から起算して14日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

（検査及び通知）

第7条 甲は、前条の規定により報告書の提出があったときは、遅滞なくこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、その旨を乙に対して通知するものとする。

- 2 前項において確定する委託料の額は、業務仕様書等に定める数量等について、委託の成果で再算定した額とする。

（委託業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、委託料の額又は委託業務の実施期間を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ書面によりこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(委託業務の中止等)

第9条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条第1項、第6条及び第7条の規定に準じて精算するものとする。

(公表の取扱い等)

第10条 乙は、あらかじめ甲に承認を受けた場合のほか、委託業務の実施結果を公表してはならない。

2 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(帳簿等)

第11条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

(実地調査等)

第12条 甲は、必要があると認めたときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託業務の状況を実地に調査できるものとする。

2 乙は、甲から委託業務の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(改善の指示等)

第13条 甲は、委託業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができる。

(契約の解除等)

第14条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第15条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある関係者(暴力団等)から不当介入(不当要求又は納品等への妨害)を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の処理)

第16条 この契約に関し疑義が生じた場合及びこの契約に定めのない事項については、甲の指示により処理するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

水戸市笠原町978番6

甲

茨城県知事 大井川 和彦

乙